

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A工場のBの現場にて納品作業を行うため、10階フロアエスカレーター脇から11階フロアの奥まで、約100cm×50cmのガラス板を3枚ずつ持ち運んでいた。

請求人によれば、階段の踊り場や作業現場での人とのすれ違いや障害物を避けようとして、ガラス板を持ち替えて回転させるときに腰を捻って負傷した（以下「本件事故」という。）として、同月〇日Cクリニックに受診し「腰部椎間板ヘルニア」と診断され、その後、同年平〇月〇日、Dクリニックに受診し「腰椎椎間板症」と診断され、同月〇日にはEセンターに受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は請求人の既往症が本件事故によって著しく増悪したものと認められるが、本件請求は災害発生日より4か月以上経過しての治療に対するものであり、急性期を過ぎてのものであるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日以降の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成○年○月○日、Bの現場において納品作業を行うため10階から11階まで約100cm×50cmのガラス板を3枚ずつ持ち運んでいたが、人とのすれ違いや、障害物を避けようとしてガラス板を持ち替えて回転される時に腰を捻ったと述べている。当日は終業まで働き、翌日は仕事をせずに、同月○及び○日は他の現場で就労したが腰痛が続くため所属事業場に電話連絡している。療養の経過をみると、同月○日にCクリニックを受診し、「腰部椎間板ヘルニア」の診断にて○日まで通院して、内服治療等を受けた。その後通院歴はなく、同年○月○日にDクリニック、同月○日にEセンターを受診している。

当審査会は、請求人の医証を再検討した結果、平成○年○月○日の受傷の状況、それ以降の請求人の就業の状態、同月○日の受診時の愁訴とその治療内容、更に同年○月○日のDクリニック、同月○日のEセンターにおける診療内容からしても、請求人の症状は同月○日以前には軽快の状態にあったものと推認する。

なお、F医師は、平成○年○月○日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、傷病名は腰椎椎間板症、症状出現に関しては他の様々な要素が発症因子として作用するため、原因を特定することは困難であると述べており、当審査会も本件傷病の受傷原因は明確ではないと判断したことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。